

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊生環第579号

令和6年10月15日

生活安全部門における許可等事務に係る受付業務の完全予約制及び郵送受付の導入へ向けた試行運用について（通達）

見出しのことについては、人的リソースの有効活用及び県民の利便性向上を目的として、下記により、試行運用を行うこととしたので、各警察署にあっては、許可等事務の適切な管理及び運用に努められたい。

記

1 完全予約制について

(1) 対象所属

全警察署（熊本中央警察署、熊本南警察署、熊本東警察署及び熊本北合志警察署を除く）

(2) 対象となる申請等

全ての生活安全部門における許可等事務に関する申請・届出

(3) 実施内容

ア 原則として、事前（当日も可）の電話予約を受けた申請等について受理するものとする。

イ 予約無しの来訪については、業務に支障のない場合、行政サービスの一環から申請等を受理することとし、次回から事前の電話予約をした後に来訪するよう教示する。

なお、生活安全担当者が不在である、又は申請等を受理することにより業務に多大な支障が生じる場合は、当日受理をせずに、完全予約制導入について理解と協力を求め、事前の電話予約をした上で、来訪するよう教示する。

ウ 予約済みの来訪者と予約無しの来訪者が、窓口で重複する場合は、予約済みの来訪者を優先することを基本とする。

エ 予約一覧表等で予約状況を管理し、対応者不在等に起因するトラブルを防止すること。

オ 警察署の代表電話に電話した場合、音声案内（ガイダンス）となるため、スムーズな利用ができるよう、ガイダンス番号5番を教示しておくこと。

2 郵送受付について

(1) 対象所属

全警察署

(2) 対象となる申請等

ア パチンコ営業

- ① 構造設備の軽微な変更の届出（変更届出書）
- ② 遊技機の軽微な変更の届出（変更届出書）

イ 警備業

- ① 認定事項の変更の届出（法第11条第1項変更届出書）
- ② 廃止の届出（警備業廃止届出書）
- ③ 営業所設置等の届出（営業所設置等届出書）
- ④ 服装の届出（服装届出書）
- ⑤ 服装の変更の届出（服装変更届出書）
- ⑥ 護身用具の届出（護身用具届出書）
- ⑦ 護身用具の変更の届出（護身用具変更届出書）
- ⑧ 機械警備業務の変更の届出（機械警備業務変更届出書）

なお、②～⑦については、警察行政手続サイトからも手続可能である。

(3) 実施内容

ア 切手購入といった経済的負担が生じるため、届出者側が来訪するか、郵送するかは任意とする。

イ 届出者は郵送を希望する場合は、事前に電話で申告することとする。

ウ 届出者は郵便過程を記録する郵便等で郵送し、郵送を受け付けた担当者は電話にて届出番号の連絡を行う。

エ 届出書類及び添付書類に不備があった場合は、届出者に対し訂正等した当該書類について郵送又は予約した上での提出を求める。

3 試行期間

令和7年1月6日から当分の間

4 周知活動

- (1) この取組については、報道機関への広報を行うこととしている。
- (2) 各警察署長は、生活安全担当課の窓口において、別に例を示す広報用チラシを掲示するなど、この取組の周知に努めるものとする。